8月から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

現在の後期高齢者医療被保険者証（みず色）の有効期限は、7月31日（金）までです。8月1日（土）から使用できる被保険者証（柿色）の有効期限は、平成28年7月31日（日）までの1年間で、7月下旬に国保医療課から郵送します。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取ってもらう場合があります。

7月31日（金）までに、新しい被保険者証（柿色）が届かない場合は、国保医療課（6番窓口）に問い合わせてください。

被保険者証の自己負担割合の確認を

医療機関で受診するときの医療費の自己負担割合は、1割か3割です。毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合を判定します。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上の場合は、3割になります。

ただし、要件によっては、申請することで、1割の負担割合となります（該当者には市から申請書を郵送しています）。詳細は、被保険者証送付時に同封のパンフレットで確認してください。

8月1日(土)以降に病院で受診するときは、この柿色の被保険者証を医療機関の窓口に提示してください

減額認定証を8月に更新

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の有効期限は、7月31日（金）です。

減額認定証をすでに持っている人で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日（土）からの新しい減額認定証を、被保険者証とは別に、7月下旬に郵送します。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税の人が、入院か高額な外来診療を受ける場合、減額認定証を医療機関窓口に提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなります。入院時の食費や居住費の負担も減額されます。

＊新たに減額認定証の交付を希望する場合は、国保医療課（6番窓口）で申請手続きが必要です

【申請に必要なもの】

被保険者証、印鑑

＊非課税証明書や入院期間を確認できるものが必要な場合あり

＊詳細は問い合わせを

■問い合わせ先
▽国保医療課
後期高齢者医療係
☎(36)1348
▽県後期高齢者医療広域連合
☎092(651)3111

賃貸で提供できる一戸建て住宅を募集

子育て家族向けにリノベーションして利活用を促進

既存住宅ストックの利活用促進を目的とする試行的な取り組みとして、「一戸建て賃貸住宅リノベーション（＊）プロジェクト」を実施します。

今回は、日の里・自由ヶ丘地区の賃貸で提供できる一戸建て住宅を募集。現在、利用していない住宅や、今後、転居を検討している住宅のオーナーさんは、ぜひ、このプロジェクトで住宅の価値を高め、住宅資産を利活用してみませんか。関心のある人は、まず、問い合わせを。

（＊）現代のライフスタイルに合わせて、既存の建物を工事し、機能・価値を向上させること

【試行事業の仕組み】

本プロジェクトでは、実績のある建築士が、庭付きの広い一戸建て住宅を子育て家族向けにリノベーション企画し、賃貸入居者を募集。オーナーさん発注のリフォーム工事で住宅の機能を高め、市が工事費用の一部を補助します。

また、最初の入居者が決まると、その後に空き室になったときも最低賃料を保証した上で、最長で終身借上げることも可能ですので、オーナーさんは安定した賃料収入が得られます。オーナーさんが資金調達が必要なときには、金融機関からの専用ローンも予定。初期費用は、最小限で賃貸化が可能となります。

●**応募要件**
▽日の里・自由ヶ丘地区内の一戸建ての住居専用住宅
▽最低6年間は賃貸住宅として提供できる（その後の契約更新は可能）
▽子育て家族向けのリフォーム工事を、平成28年3月までに実施する
▽借り上げによる最低賃料の保証を希望する場合は、原則、50歳以上であること
●リフォーム補助　工事費の2分の1、150万円を上限に補助
＊耐震改修工事を伴う場合は、同工事費の2分の1、80万円を上限に上乗せ補助
●募集数　一戸建て住宅3戸程度（予定）
●物件の選考　建築年数、住宅の現況、リフォーム工事見込み費用、立地場所などを勘案し、選考委員会が事業実施の可否を決定
＊一定の近接するエリア内で、集中して物件を選考する場合あり
●申込期間　7月15日(水)～8月21日（金）

試行事業の仕組み

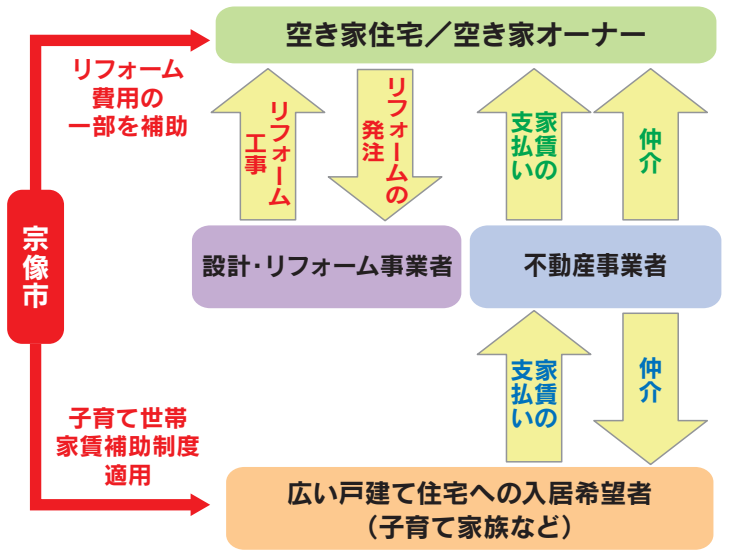

●提出書類
▽申込用紙
▽建築確認申請書など、現状の住まいの間取りや形状が分かる図面
＊申込用紙は、問い合わせで入手か、市HP http://www.city.munakata.lg.jp/→「くらし・手続き」→「くらし・環境」→「住まい」→「一戸建て賃貸住宅リノベーションプロジェクト」からダウンロード可
●申込先　秘書政策課
▽郵送＝〒811・3492／住所不要
▽FAX(37)1242
▽メール teijyu@city.munakata.fukuoka.jp
▽窓口（本館2階）

■問い合わせ先
秘書政策課
定住化推進担当
☎(36)1284

無料相談会 保存版

遺言・相続・成年後見・公正証書の相談や官公署への書類の作成手続き等

【日時】7月26日(日)/9月27日(日)/10月25日(日)
13：00～16：00　※予約不要

【場所】東郷地区コミュニティ・センター／小会議室
お気軽にご相談ください。　※連絡先 0940－33－3156（白木）

主催：福岡県行政書士会福岡北支部

水道・下水道の新設・改造・修繕のご用命は・・・
宗像管工事協同組合
年中無休 24時間対応
迅速・親切・丁寧
☎37-0435
宗像市東郷1083番地の3

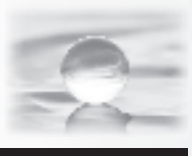

組合加入工事店			
小田設備㈱	☎36-3373	㈲ミノル設備工業	☎32-3596
協和管工㈱	☎33-6633	㈱大和設備	☎39-7681
㈲田中設備工業	☎33-6600	㈲力丸住宅設備店	☎36-5308